

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宇和島市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧宇和島市地域

(1) 現況

宇和島市の中部に位置する本地域は、農地の大部分が急傾斜地に属しており、その多くが樹園地である。西部の豊後水道に向かって延びる三浦半島には、何段にも石を積み上げて形成された段々畑が急斜面一面に広がっており、国の重要文化的景観に選定されている。地域の人々の支えにより美しい景観を維持しているが、多くの集落では過疎化・高齢化等の進行により、農地・農業用施設等を保全管理する共同活動や営農活動の継続が困難となっている。また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧吉田町地域

(1) 現況

宇和島市の北西部に位置する本地域は、農地の大部分が急傾斜地に属しており、その多くが樹園地である。愛媛みかん発祥の地として200年以上の歴史があり、全国でも有数の柑橘類の生産地である。1933年には農事試験場南予柑橘試験地（現みかん研究所）が設立され、みかんの品種改良・栽培方法の研究等が行われており、近年では、全国初のブラッドオレンジ産地化に向けた取組が行われている。しかし、多くの集落では過疎化・高齢化等の進行により、農地・農業用施設等を保全管理する共同活動や営農活動の継続が困難となっている。また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧三間町地域

(1) 現況

宇和島市の北東部に位置する本地域は、四万十川支流の三間川沿いに形成された稲作地帯である。周囲を急峻な山々に囲まれており、標高約130mから180mの位置に広がった農地では、粘土質の土壌と寒暖差の大きい盆地の気候を活かし、良質の三間米が生産されている。一部の集落では地域農業の担い手として集落営農組織等が農地の集積・受託作業を行っているが、過疎化・高齢化等の進行により、農地・農業用施設等を保全管理する共同活動や営農活動の継続が困難となっている。今後は、集落営農組織等の育成・支援を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及させることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧津島町地域

(1) 現況

宇和島市の南部に位置する本地域は、海岸部では急傾斜地を利用した柑橘栽培、平野部では稲作が行われており、温暖な気候を利用した早場米の産地である。一部の集落では、地域農業の担い手として集落営農組織等が農地の集積・受託作業を行っているが、多くの集落では過疎化・高齢化等の進行により、農地・農業用施設等を保全管理する共同活動や営農活動の継続が困難となっている。今後は、集落営農組織等の育成・支援を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及させることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧宇和島市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧吉田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧三間町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧津島町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、第41条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む：全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

ただし、次の(a)、(b)、(c)、(d)の要件のいずれかを満たす場合に限る。

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

(b) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在

(c) 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在

(d) 高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む）10%以上）。ただし田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

2 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次のとおりである。

(1) 年間農業従事者日数が150日以上、基幹的農業従事者を有している経営体

(2) 農業所得が百万円以上の経営体

3 その他必要な事項